



平成18年5月17日

各 位

会 社 名 シーケーディ株式会社
代表社名 取締役社長 石 田 正 範
(コード番号 6407 東証・名証第1部)
問合せ先 総務部長 坪 井 和 巳
(TEL 0568-74-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月17日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第86期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

会社法（平成17年法律第86号）ならびに会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）および会社計算規則（同第13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の理由により定款の一部を変更するものであります。

- (1) 単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、変更案第9条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
- (2) 株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- (3) 株主総会において議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするため、現行定款第15条（議決権の代理行使）を変更するものであります（変更案第18条）。
- (4) 取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第27条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
- (5) 補欠監査役選任決議の効力を、監査役の任期と同じ4年とするため、変更案第29条（監査役の員数）に第2項を新設するものであります。
- (6) 剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施することができるよう、変更案第37条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。また、これに伴い、変更案第21条（任期）において、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。
- (7) 上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除および修正など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月29日（木）
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日（木）

以上

＜定款変更の内容＞

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (商 号) 第1条 当社は、シーケーディ株式会社と称する。 また、英文ではCKD Corporation 独文では、CKD Aktiengesellschaftと表示する。 (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 管球、半導体製造用機械、電子応用機械 その他産業用自動機械、装置及び部品の製造販売 (2) 各種自動包装機械、装置及び部品の製造販売 (3) 省力加工機及びこれらに関連する機械、 器具並びに計量器の製造販売 (4) 空圧、油圧その他流体圧機器、制御機器 並びにこれらに関するシステム機器の製造販売 (5) 前各号の各種省力機械、機器の設計施工 並びにこれに関連する技術指導 (6) コンピューターシステムに係るソフトウ ェア又は装置の開発及び情報処理サービスの 提供・保守の受託・販売・貸与並びに指 導 (7) 各種自動販売機及びその部品の製造・販 売並びに貸与 (8) 製織機及びその部品の製造販売 (9) 前各号に関連する商品の購入販売 (10) 前各号に付帯又は関連する一切の事業 (11) 前各号に関連する事業を行うものに対す る投資 (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を愛知県小牧市に<u>おく</u>。 (新 設) (公告の方法) 第4条 当社の公告は、電子公告により行う。 ただし、<u>電子公告によることができない事 故その他のやむを得ない事由が生じたとき は、日本経済新聞及び中部経済新聞に掲載 して行う。</u> 第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は2億3,300 万株とする。ただし、<u>株式消却が行われた 場合には、これに相当する株式数を減ず る。</u>	第1章 総 則 (商 号) 第1条 (現行どおり) (目 的) 第2条 (現行どおり) (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を愛知県小牧市に<u>置く</u>。 (機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次 の機関を置く。 (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u> (公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。た だし、<u>事故その他やむを得ない事由によって 電子公告による公告をすることができない場 合は、日本経済新聞及び中部経済新聞に掲載 して行う。</u> 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2億3,300万 株とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u> (1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) 第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。 ② 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。 (新 設) (単元未満株式の買増し) 第8条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。 (名義書換代理人) 第9条 当社は、株式につき名義書換代理人をおく。 ② 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿、実質株主名簿(以下株主名簿等という)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。 (株式取扱規程) 第10条 株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する手続並びにその手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。	(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (削 除) (単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 ② 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。 (単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利 (単元未満株式の買増し) 第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。 (株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 (株式取扱規程) 第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

現 行 定 款	変 更 案
(基準日) 第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 ② 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告をして臨時に基準日を定めることができる。 第3章 株主総会 (株主総会の招集) 第12条 定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要に応じて、愛知県小牧市又は名古屋市にてこれを招集する。 ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。 (新 設) (議 長) 第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。 (新 設) (決議要件) 第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。 ② 商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。 (議決権の代理行使) 第15条 株主は当社の議決権ある他の株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。	(削 除) 第3章 株主総会 (株主総会の招集) 第13条 (現行どおり) (定時株主総会の基準日) 第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。 (議 長) 第15条 (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (決議要件) 第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 (議決権の代理行使) 第18条 株主は、当社の議決権ある他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

現 行 定 款	変 更 案
(議事録) <u>第16条 株主総会の議事は、その経過要領及び結果を議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が署名又は電子署名して、その原本を10年間本店に、その謄本を5年間支店に備置く。</u> 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) <u>第17条 当会社</u>に10名以内の取締役をおく。 (選任の方法) <u>第18条 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> ② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (任期) <u>第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u> (代表取締役) <u>第20条 代表取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</u> ② 代表取締役は、取締役会の決議に従い、会社の業務を執行する。 (役付取締役) <u>第21条 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名をおくことができる。</u> (報酬) <u>第22条 取締役の報酬は、株主総会の決議によりこれを定める。</u> (相談役) <u>第23条 取締役会の決議により、相談役若干名をおくことができる。</u> (取締役会の招集) <u>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</u> ② 前項の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日から3日前に発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 (議事録) <u>第25条 取締役会の議事は、その経過要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が署名又は電子署名をして、その原本を10年間本店に備置く。</u>	(削除) 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) <u>第19条 当会社</u>に10名以内の取締役を置く。 (選任の方法) <u>第20条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> ② (現行どおり) (任期) <u>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (代表取締役) <u>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> ② (現行どおり) (役付取締役) <u>第23条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。</u> (報酬等) <u>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。</u> (相談役) <u>第25条 取締役会は、その決議によって相談役若干名を置くことができる。</u> (取締役会の招集) <u>第26条 (現行どおり)</u> (削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (取締役会規程) 第26条 取締役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。 第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第27条 当会社に4名以内の監査役をおく。 (新 設) (選任の方法) 第28条 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (任 期) 第29条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。 (常勤監査役) 第30条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。 (報 酬) 第31条 監査役の報酬は、株主総会の決議によりこれを定める。 (監査役会の招集) 第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日から3日前に発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 (議事録) 第33条 監査役会の議事は、その経過要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席した監査役が署名又は電子署名をして、その原本を10年間本店に備置く。 (監査役会規程) 第34条 監査役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。 第6章 計 算 (営業年度) 第35条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (新 設)	(取締役会の決議の省略) 第27条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。 (取締役会規程) 第28条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。 第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第29条 当会社に4名以内の監査役を置く。 ② 補欠監査役選任決議の効力は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 (選任の方法) 第30条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (任 期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 (常勤監査役) 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 (報 酬 等) 第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。 (監査役会の招集) 第34条 (現行どおり) (削 除) (監査役会規程) 第35条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。 第6章 計 算 (事業年度) 第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (剰余金の配当等の決定機関) 第37条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

現 行 定 款	変 更 案
(利益配当金) 第36条 <u>利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主もしくは登録質権者にこれを支払う。</u> (新 設) (新 設)	(剰余金の配当の基準日) 第38条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> ② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> ③ <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
(中間配当) 第37条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主もしくは登録質権者に中間配当を行なうことができる。</u>	(削 除)
(転換社債の転換の時期) 第38条 <u>転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金の計算については、転換請求がなされた時の属する営業年度の初めに転換があったものとみなす。</u> ② <u>前項の規定の適用については、中間配当金はこれを利益配当金とみなし、4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日までの各期間を営業年度とみなす。</u>	(削 除)
(除斥期間) 第39条 <u>利益配当金又は中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u>	(配当金の除斥期間) 第39条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u>

以上